

横浜港におけるヒアリの確認について

令和5年9月21日（木）に環境省が実施している調査において発見されたアリについて、専門家による種の同定の結果、要緊急対処特定外来生物※であるヒアリと確認されました。横浜港での発見については、今年に入り4例目です。

確認地点周辺においては、殺虫餌（ベイト剤）を設置しています。

引き続き、環境省等と協力してヒアリが確認された地点を中心に調査及び防除を実施していきます。なお、当該アリが確認された場所は、コンテナヤード内であり、一般の方は立ち入ることができないエリアです。また、本件に関して人的被害はありません。

※特定外来生物のうち、検査、防除等の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要がある生物。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の改正施行時（令和5年4月）に新設。

1 経緯

9/21 環境省が実施している横浜港南本牧ふ頭での調査において、調査事業者がコンテナヤード上で、ヒアリと疑わしいアリ約600個体が舗装の継ぎ目から出入りしていることを確認。確認場所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置。環境省が専門家に同定を依頼。

9/22 当該アリについて、専門家がヒアリであることを確認。

9/25 横浜市から地元関係団体、関係事業者等に注意喚起。

2 今回確認されたアリについて

南本牧ふ頭で確認されたアリは、ヒアリの働きアリで約600個体です。

3 今後の対応

横浜市は、環境省が実施する調査及び防除について、引き続き協力します。

4 事業者の皆様へ

(1) 注意点について

- ・ヒア리를刺激すると刺される場合があります。
- ・ヒアリと疑われるような個体や巣を見つけた際は、刺激（ア리를踏もうとしたり、巣を壊したり等）せず、横浜市や環境省関東地方環境事務所へお伝えください。

(2) 刺されたときの対応について

- ・まずは安静（20～30分程度）にし、容体が急激に変化することがあれば、最寄りの病院を受診してください。
- ・受診の際は、「アりに刺されたこと」「アナフィラキシー（重度のアレルギー反応）の可能性が有ること」を伝えてください。

(図) 今回ヒアリが発見された場所



出典「地理院地図」

(写真) 今回確認されたヒアリ (環境省 提供)



お問合せ先			
(ヒアリに関すること)	環境創造局政策課環境プロモーション担当課長	安藤 成晃	Tel 045-671-3830
(ヒアリに関すること)	環境創造局環境科学研究所長	古谷 智仁	Tel 045-453-2550
(港湾施設における対応に関すること)	港湾局施設管理課長	箕輪 竜一	Tel 045-671-7221